

## 議案第14号

### 平成25年度鳥取県営電気事業会計及び鳥取県営埋立事業会計未処分利益剰余金の処分並びに平成25年度鳥取県営企業決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、平成25年度鳥取県営電気事業会計及び鳥取県営埋立事業会計未処分利益剰余金の処分について次のとおり本議会の議決を求め、同法第30条第4項の規定により、平成25年度鳥取県営企業決算を別冊により本議会の認定に付する。

平成26年9月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

平成25年度鳥取県営電気事業会計未処分利益剰余金244,673,414円を減債積立金に積み立て、鳥取県営埋立事業会計未処分利益剰余金18,801,012円を利益積立金に積み立てる。